

厚木市公告

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

厚木市旭町五丁目及び上古沢地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

- 1 地図及び簿冊の名称 厚木市旭町五丁目及び上古沢の各一部の地籍図及び地籍簿
- 2 閲覧期間 令和8年8月24日（月）から9月13日（日）まで
- 3 閲覧場所 厚木市役所第二庁舎10階道路総務課事務所内
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、期間中毎日午前8時30分から午後5時15分まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。

令和8年8月24日

厚木市長 山口 貴裕